

長農振第89号
令和6年5月7日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長浜市長 浅見 宣義

市町村名 (市町村コード)	長浜市 (25203)
地域名 (地域内農業集落名)	高月 (高月町高月)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月24日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・集落内に担い手はおらず、他集落から担い手が入り耕作者として、集落内農地の9割以上の管理を行っている。広く水稻を耕作し、一部で麦・大豆の転作作物を作付けしている。
- ・担い手ごとの圃場が分散されているので、集約することが課題になっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も継続して、担い手が水稻を中心に作付けして適正な農地の管理を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	38.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

他集落と含めた農地利用調整を行い、数名の担い手によって管理することを目指す。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

広域的でより実効性の高い農地利用調整を、農地中間管理機構を通じた農地の賃貸借契約を積極的に図っていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

今のところ予定なし。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

担い手は十分に確保されている。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

取組予定なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】